

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令
要綱

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）附則第
一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年九月一日とする。